

## 鹿屋市契約規則の一部を改正する規則

鹿屋市契約規則（平成18年鹿屋市規則第61号）の一部を次のように改正する。

第28条中「30万円」を「50万円」に改める。

別表工事又は製造の請負の項中「130万円」を「200万円」に改め、同表財産の買入れの項中「80万円」を「150万円」に改め、同表物件の借入れの項中「40万円」を「80万円」に改め、同表財産の売払いの項中「30万円」を「50万円」に改め、同表前各号に掲げるもの以外のものの項中「50万円」を「100万円」に改める。

## 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。